県外国公立学校用

【お知らせ】奨学のための給付金について

愛媛県教育委員会教育総務課施設厚生室

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

１　支給要件（基準日（原則７月１日）に次の要件を全て満たすこと）

（１）保護者等が愛媛県内に住所を有している

（２）アもしくはイに該当する世帯である

ア　保護者等全員の令和８年度（令和７年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯（生活保護受給世帯を含む）

イ　家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は「３　家計急変世帯への支援について」参照）

（３）平成 26 年４月１日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

※　基準日に休学している場合は支給対象外です。

基準日：原則７月１日
秋入学等７月以降に入学する場合は入学日
７月２日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（申請日が月の初日の場合はその日）」

２　支給額（対象生徒一人あたりの額）

世　帯　区　分	国公立（年額）	
	通信制以外	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円	32,300 円
道府県民税所得割及び市町村民税 所得割合算額が非課税の世帯	143,700 円	50,500 円
道府県民税所得割及び市町村民税 所得割合算額が 105,500 円未満の世帯 （※年収 270～380 万円相当の世帯）	47,900 円	16,830 円
道府県民税所得割及び市町村民税 所得割合算額が 182,500 円未満の世帯 （※年収 380～490 万円相当の世帯）	35,930 円	12,630 円

※　高等学校等就学支援金新制度の対象外となる一部外国籍の方は、生活保護世帯又は住民税非課税世帯のみが対象。

※　給付回数は高校生等１人につき年１回・通算３回（定時制・通信制の場合は４回）が上限です。ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて１回（定時制・通信制の場合は最大２回まで）給付を受けることができます。

※　７月２日以降に家計が急変した場合の給付額は、年額の 12 分の１の額に、申請日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合はその日の属する月)から３月までの月数を乗じて得た額となります。
（例）９月 14 日に家計急変の申請を行った場合
143,700 円÷12 月×６月（10 月～翌年３月分）＝ 71,850 円

３　家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

＜ポイント＞
○　令和７年１月以降、保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等の事由により、世帯の収入が激減し、申請時においてもその状況が継続している。
○　申請月以降の世帯年収見込額が、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額 182,500 円未満に相当する世帯。

家計急変の発生時期	令和８年７月１日まで	７月２日以降
基準日	７月１日	申請日の属する月の翌月初日 ※申請日が月の初日の場合はその日
給付額	年額 ※ 期日（９月４日）を過ぎて申請した場合は右記に準じて算定した額	年額の 12 分の１の額に申請日の属する月の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から３月までの月数を乗じて得た額（円未満切捨）

４　提出期限及び支給時期等

申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

≪通常申請（上記１（２）ア）≫
提出期限：令和８年 11 月 27 日（金）
支給時期：２月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）※秋入学の場合等は別日になります。

≪７月２日以降に生じた家計急変に係る申請の場合（上記１（２）イ）≫
提出期限：随時
※申請日から 15 日以内必着で提出してください。
※年度内の最終締切は、令和９年３月１日（月）必着です。
支給時期：申請から１～２か月後（申請時に指定した口座へ振込）

提出先　：〒790-8570　松山市一番町四丁目４－２
愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室厚生事業係
TEL 089-912-2924

5　申請方法

世帯区分に応じた必要書類を施設厚生室へ郵送または持参してください。

※　愛媛県内の国公立学校に在籍している場合は、在籍校へ提出してください。（提出締切は在籍校へお問い合わせください。）

※　私立高等学校に在籍している場合は、私学文書課（TEL 089-912-2221）へお問い合わせください。

世帯区分	提出書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	（1）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書 ・給付金振込先について（注1） （3）在学証明書（様式第2号） （4）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり）（注2） （5）生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号）（注3） （6）国籍・在留資格等の確認書類（注4）
道府県民税所得割及び 市町村民税所得割の合算額が 182,500 円未満の世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）	（1）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書 ・給付金振込先について（注1） （3）在学証明書（様式第2号） （4）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり）（注2） （5）課税証明書等（写し可）（注5） （6）国籍・在留資格等の確認書類（注4）
令和7年1月以降に 家計が急変したことにより 世帯収入が道府県民税所得割及び 市町村民税所得割合算額が 182,500 円未満に相当することとなった世帯	（1）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高校生等奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式第1号の2） ・支給申請書 ・給付金振込先について（注1） （3）在学証明書（様式第2号） （4）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり）（注2） （5）国籍・在留資格等の確認書類（注4） （6）奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票 （7）保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（注5） （8）保護者等の家計急変前の収入を証明する書類（注6） （9）保護者等の家計急変後の収入が住民税非課税世帯に相当することを証明する書類（注7） （10）扶養誓約書（様式第3号）※扶養親族がいる場合 （11）口座振替申込書兼債権者登録（変更）票※7月2日以降家計急変時

注1　申請者（保護者等）名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注2　保護者等及び申請対象の高校生等が記載された世帯全員の住民票（基準日以降に取得した、続柄が表示されているもの）を提出してください。なお、保護者等が単身赴任をしている場合、当該保護者等の住民票も必要です。

注３　基準日以降の日付のものを提出してください。なお、従来の「生活保護受給証明書」等により、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第４号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。

注４　就学支援金等支給決定通知（コピー）、特別永住者証明書の写し（コピー）、在留カードの写し（コピー）、住民票の写しの原本

注５　保護者等の全員について、**道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が**証明されている書類のうちいずれか一つ（コピー可）を提出してください。

【非課税であることが証明できる書類】※令和８年度（令和７年分）に係るもの
- ・課税（非課税）証明書
- ・特別徴収額の決定・変更通知書
- ・市町民税の納税通知書

注６　離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書　等

注７　令和８年度（令和７年分）に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、市町民税の納税通知書　等

注８　会社作成の給与見込証明書、直近３か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類　等

６　申請書等配布場所

- ○　教育総務課施設厚生室（松山市一番町四丁目４－２　愛媛県庁第一別館 11 階）
- ○　東予教育事務所（西条市喜多川 796－１　東予地方局６階）
- ○　中予教育事務所（松山市北持田町 132　中予地方局６階）
- ○　南予教育事務所（宇和島市天神町７－１　南予地方局６階）
- ○　愛媛県ホームページからダウンロード
 https://www.pref.ehime.jp/page/3913.html

［ホーム］→［教育・スポーツ］→［学校教育］→［教育総務課施設厚生室］→［愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金について］

※その他お近くの県立高校・中等教育学校でも配布可能な場合がありますので、あらかじめ施設厚生室（089-912-2924）へご相談ください。

７　その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。